

佐賀県司法書士会「相続登記相談センター」のご案内

★佐賀県司法書士会は、市民の方々が相続登記（相続による不動産所有者の名義変更手続き）に関する相談を気軽に受けられるよう「相続登記相談センター」を設置しています。

★センターの相談は、どなたでも利用することができ、初回の相談料は無料です。

★センターの相談を利用するには、必ずお電話での予約が必要となります。

★センターの相談は、相続登記（相続による不動産の所有者の名義変更）に関する相談に限ります。

【無料相談の利用方法】

(1) 佐賀県司法書士会事務局に電話し、予約する。(TEL：0120-13-7832)
「相続登記相談センターを利用する」とお伝えください。お名前と連絡先をお聞きし、予約受付を行います。

※予約受付ができる時間は、平日の午前10時から午後4時までです。

(2) 希望する地域の司法書士事務所にて面談相談

- 1 受付時に希望地域をお伺いします。
- 2 希望地域の当番司法書士が相談者（予約受付の際にお伺いした電話番号）に連絡をします。
- 3 当番司法書士と相談者で相談日時を調整していただき、原則として当番司法書士の事務所にて相談をお受けします。

【面談による相談ではなく電話による相談を希望する場合】

佐賀県司法書士会は、電話無料相談も行っています。

電話での相談をご希望の場合は、こちらをご利用ください。(予約不要)

相談日： 毎週月曜・火曜・木曜（祝日・年末年始を除く）

時間： 午後6時～午後8時まで

電話： 0952-29-0635

【お問合せ先】

佐賀市川原町2-36

佐賀県司法書士会

TEL 0952-29-0626